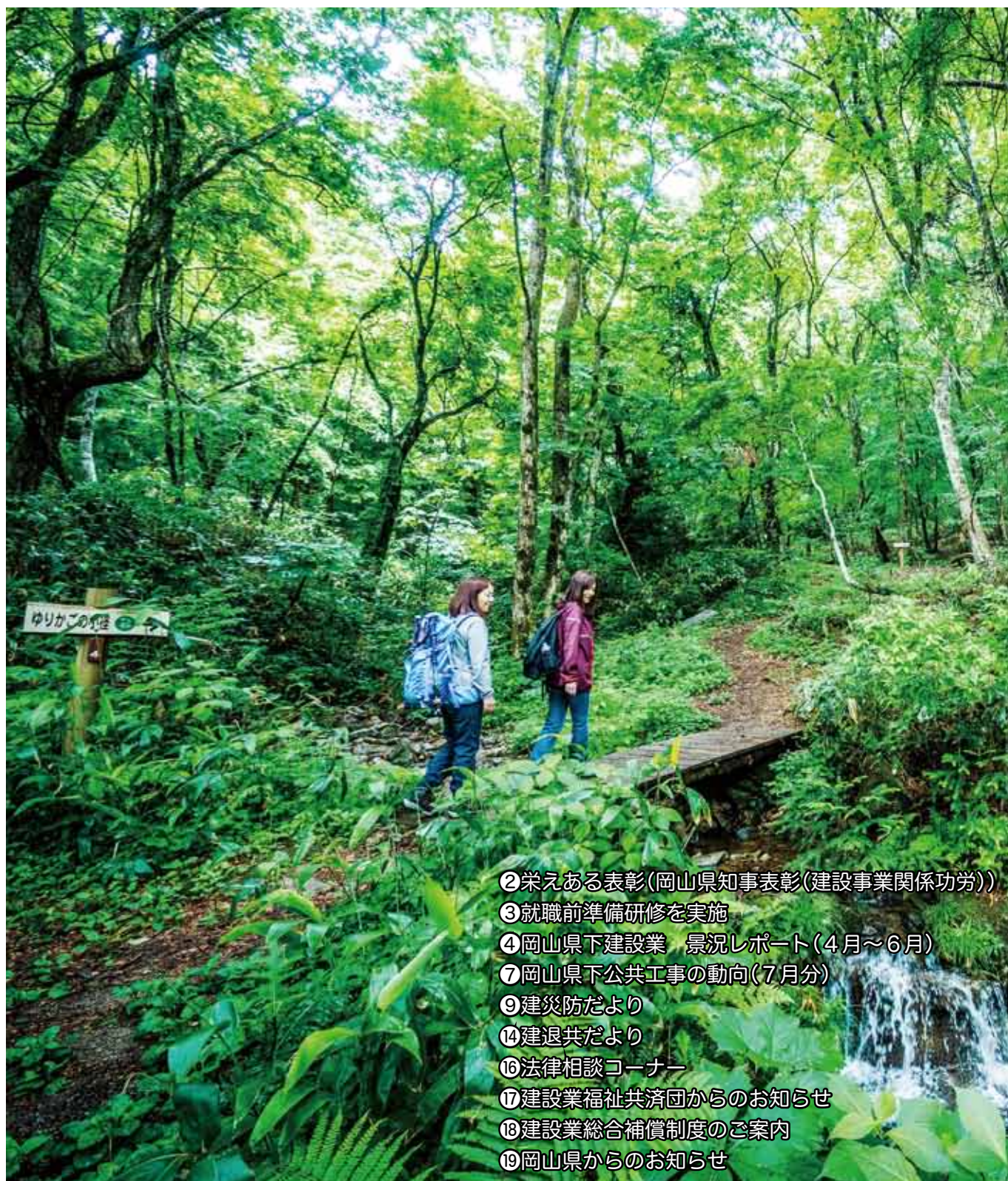


Okakenkyo News Letter

2021
8月
816号

岡山県建設業協会 会報



- ②栄えある表彰(岡山県知事表彰(建設事業関係功労))
- ③就職前準備研修を実施
- ④岡山県下建設業 景況レポート(4月～6月)
- ⑦岡山県下公共工事の動向(7月分)
- ⑨建災防だより
- ⑭建退共だより
- ⑯法律相談コーナー
- ⑰建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑱建設業総合補償制度のご案内
- ⑲岡山県からのお知らせ

毛無山 森林セラピーゆりかごの小径[新庄村](提供:岡山県観光連盟)

栄えある表彰 岡山県知事表彰（建設事業関係功労） 小堀秀男氏

岡山県は、長年建設業に従事し、建設事業の推進、業界の発展に寄与した功績が顕著な個人に対して表彰を行いました。

本年度は、

一般社団法人 岡山県建設業協会 監事

小堀秀男氏（小堀建設(株) 代表取締役）

が、岡山県知事表彰の栄をになわれ、7月21日（水）に、横田岡山県副知事から表彰状と記念品を授与されました。

心よりお慶び申し上げます。



横田副知事

小堀秀男氏

就職前準備研修を実施

建設産業における担い手の確保、育成の観点から、会員企業の就職内定者の方々を対象として、個社では困難な就職準備のための研修を実施し、社会人としての基本の習得、労働安全衛生に対する理解、入社前の不安解消などに努め、受講者が建設業界に定着する一助となることを目的として、就職前準備研修を実施しました。

なお、この研修は、西日本建設業保証㈱の提供により実施されました。

研修の概要

- (1) 研修機関：三田建設技能研修センター（兵庫県）
- (2) 対 象 者：支部を通じ募集した建設業協会会員企業の就職内定者等
7 名
- (3) 研修期間：令和3年6月15日（火）～6月17日（木）
令和3年7月 6日（火）～7月 8日（木）



岡山県下建設業

景況レポート（4月～6月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。

例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。

- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、**B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数）**です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. =（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合）×1/2 =（25－30）×1／2 =△2.5
やや良い		15%					
変わらず		45%	—	変わらず	45%		
やや悪い		20%	}	悪	い	30%	
悪	い	10%					
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

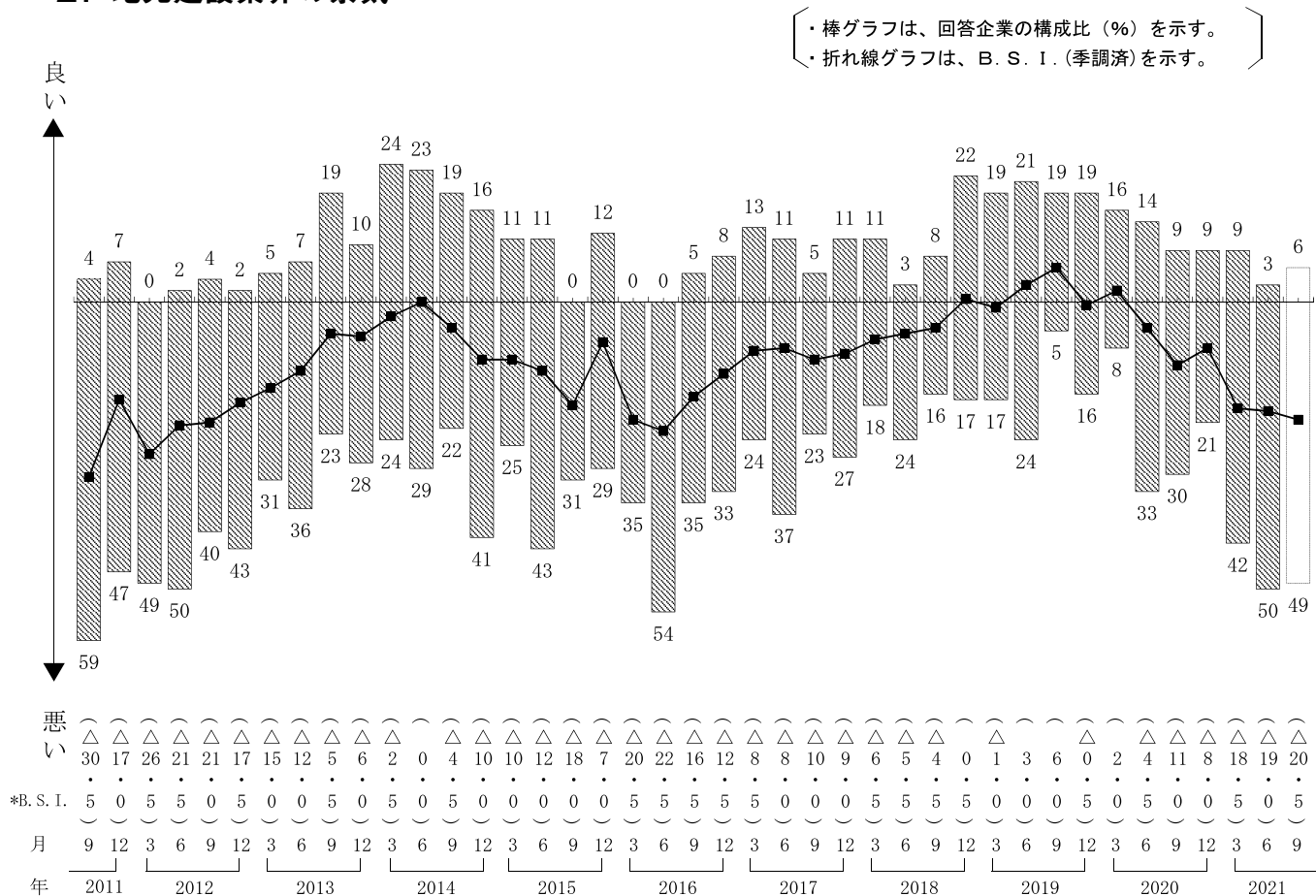
I. 岡山県の状況

1. 概 観

項 目		前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 18.5	↘	△ 19.0	↘	△ 20.5
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 14.0	↘	△ 15.0	↗	△ 14.0
	官 公 庁 工 事※	△ 10.5	↘	△ 14.5	↗	△ 11.0
	民 間 工 事※	△ 20.5	↗	△ 7.0	⇒	△ 7.0
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	△ 2.0	↗	0.0	↘	△ 8.5
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	5.0	↘	0.0	⇒	0.0
	短 期 借 入 金※	△ 10.0	↗	△ 6.0	↗	△ 5.5
	短 期 借 入 金 利	△ 3.5	↗	0.0	↘	△ 2.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	0.0	↘	△ 12.0	↘	△ 13.5
	資 材 の 価 格	13.5	↗	20.5	↘	20.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 19.5	↗	△ 18.0	↘	△ 19.5
	建設労働者の賃金	11.0	↘	5.5	⇒	5.5
(7) 収 益	※	△ 14.0	↘	△ 17.0	↘	△ 20.5

(注) ・B.S.I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B.S.I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気



Ⅱ. 中国地区の状況

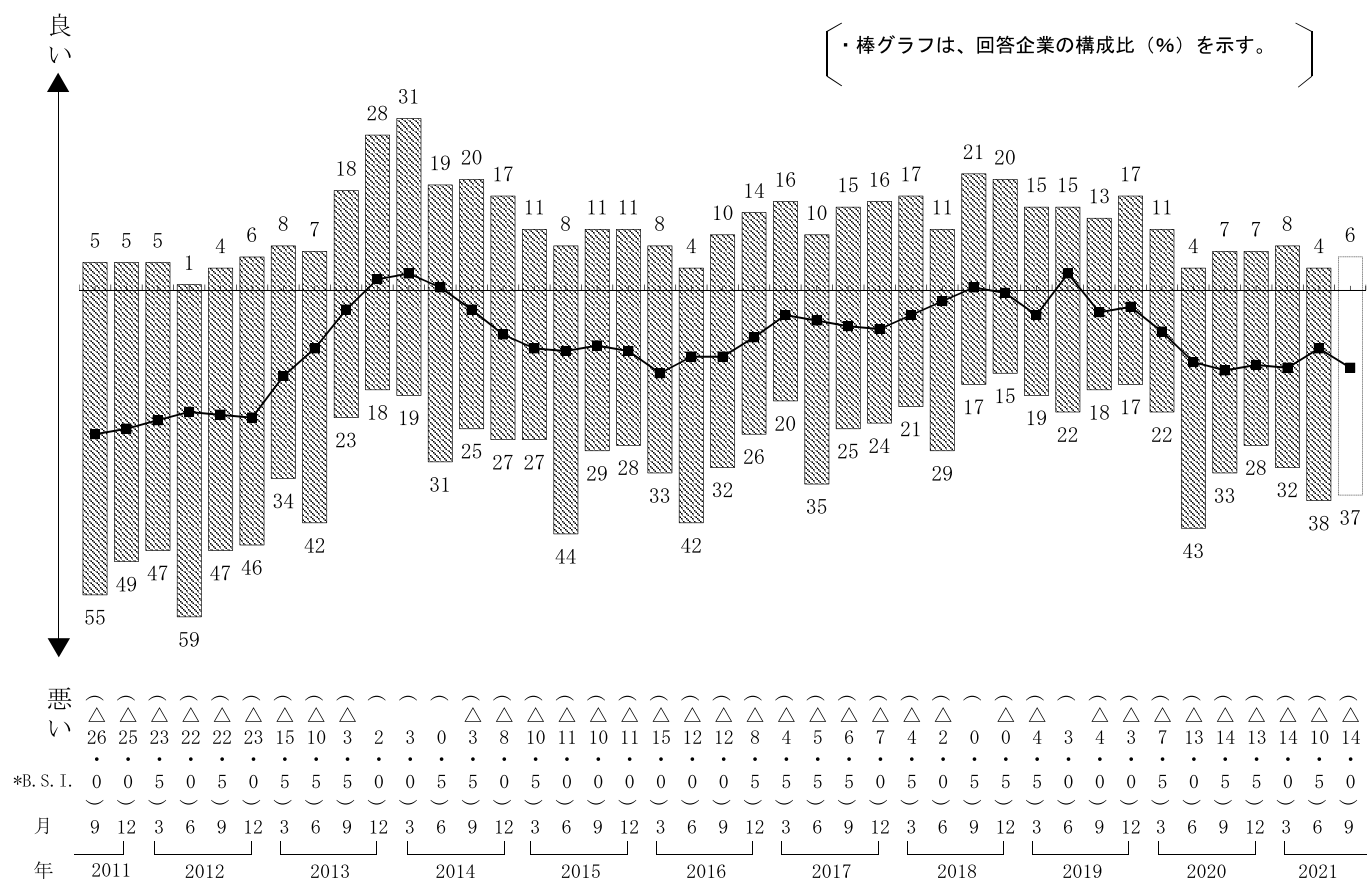
1. 概 観

2021年度 第1回 中国

項 目	前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 14.0	↗	△ 10.5	↘
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 14.5	↗	△ 13.5	↘
	官 公 庁 工 事※	△ 13.5	↗	△ 12.5	↘
	民 間 工 事※	△ 14.0	↗	△ 11.5	↗
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	0.0	↗	0.5	↘
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	8.0	↘	6.5	↘
	短 期 借 入 金※	△ 3.0	➡	△ 3.0	↘
	短 期 借 入 金 利	△ 0.5	➡	△ 0.5	↗
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 1.0	↘	△ 6.5	↘
	資 材 の 価 格	9.5	↗	18.5	↘
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 20.0	↘	△ 21.0	↗
	建設労働者の賃金	9.5	↗	13.5	↘
(7) 収 益	※	△ 9.5	↘	△ 10.5	↘

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。

<https://www.wjcs.net/keikyo/>

岡山県下公共工事の動向〈7月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和3年7月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和3年度	355件	163億円	1,213件	734億円
増 減 率	▲18.2%	▲6.2%	▲4.6%	▲2.3%
令和2年度	434件	173億円	1,271件	751億円
令和元年度	542件	206億円	1,604件	766億円
平成30年度	306件	90億円	1,117件	560億円

【1】当月の状況

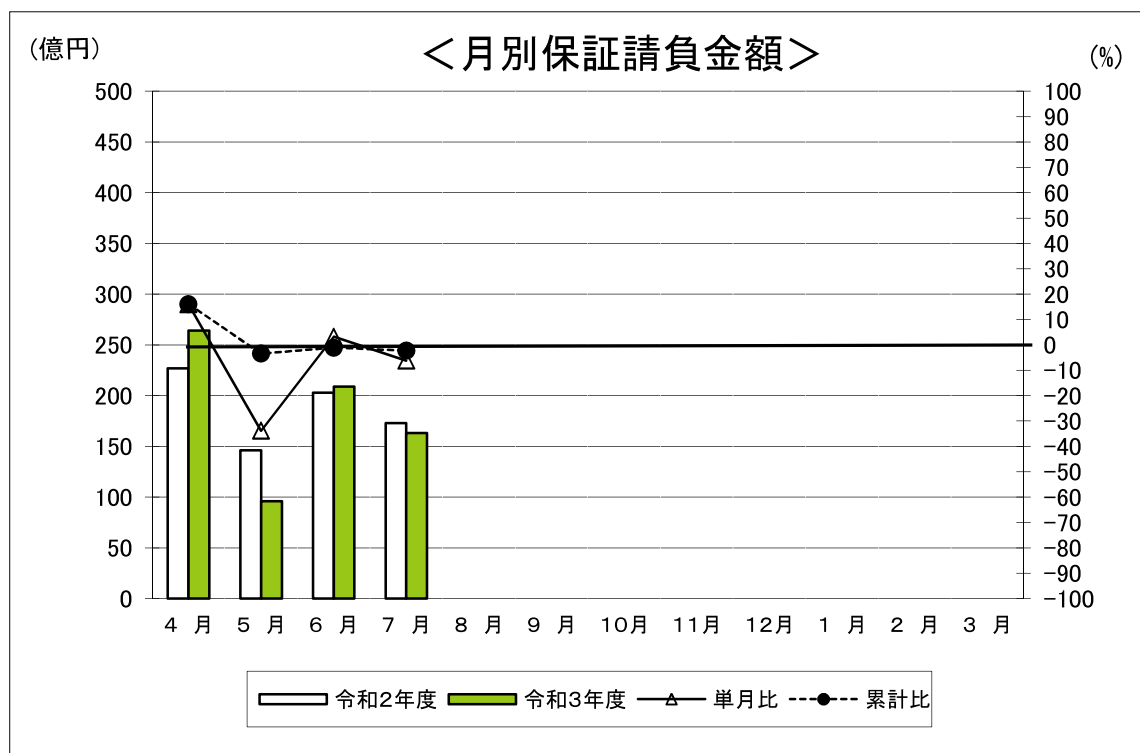
7月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で18.2%減の355件、請負金額は6.2%減の163億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で209.3%増、「市町村」で0.2%増、「その他の公共的団体」で70.7%増となったものの、「国」で30.8%減、「県」で26.1%減となった。

【2】累計（令和3年度4月～7月）

7月末累計では、件数は前年同月比で4.6%減の1,213件、請負金額は2.3%減の734億円となった。

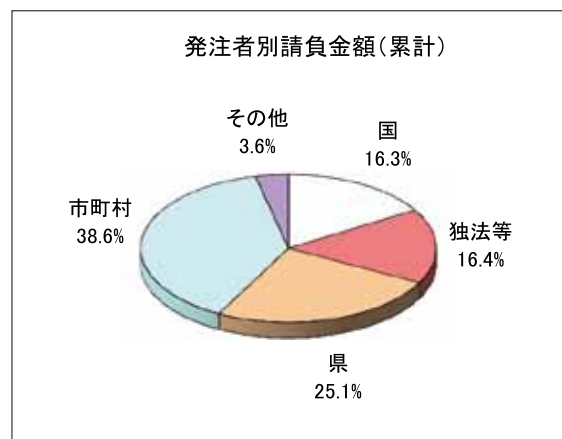
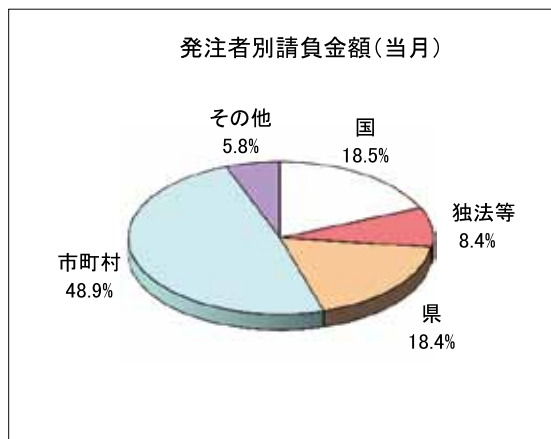
発注者別の請負金額で見ると、「国」で3.9%増、「県」で15.6%増、「その他の公共的団体」で61.7%増となったものの、「独立行政法人等」で2.7%減、「市町村」で15.8%減となった。



Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	21	3,026	▲ 25.0	▲ 30.8	86	11,987	21.1	3.9
独法等	4	1,371	▲ 42.9	209.3	33	12,029	▲ 23.3	▲ 2.7
県	125	2,998	▲ 29.8	▲ 26.1	466	18,411	▲ 9.3	15.6
市町村	197	7,966	▲ 7.9	0.2	606	28,329	▲ 3.3	▲ 15.8
その他	8	941	14.3	70.7	22	2,646	37.5	61.7
合 計	355	16,305	▲ 18.2	▲ 6.2	1,213	73,405	▲ 4.6	▲ 2.3



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	5,492	33.7	33.7%	31,621	30.7	43.0%
東備地区	764	▲ 20.0	4.7%	2,256	▲ 46.1	3.1%
倉敷地区	4,189	▲ 28.3	25.7%	16,741	▲ 6.3	22.8%
井笠地区	2,309	32.5	14.2%	7,761	20.9	10.6%
高梁地区	644	▲ 59.2	4.0%	2,004	▲ 49.5	2.7%
新見地区	348	▲ 51.7	2.1%	1,127	▲ 69.0	1.5%
真庭地区	571	387.9	3.5%	4,828	▲ 30.9	6.6%
津山地区	1,524	10.2	9.3%	4,893	▲ 6.1	6.7%
勝英地区	460	▲ 50.2	2.8%	2,169	▲ 17.1	3.0%
合 計	16,305	▲ 6.2	100.0%	73,405	▲ 2.3	100.0%

(建災防だより)

講習会等のお知らせ

令和3年9月10月

◎作業主任者技能講習

・木造建築物の組立等作業主任者	9月 1日 ~ 2日	(岡山建設会館)
・足場の組立等作業主任者	9月15日 ~ 16日	(岡山建設会館)
・足場の組立等作業主任者	10月14日 ~ 15日	(岡山建設会館)
・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	10月27日 ~ 29日	(岡山建設会館)

◎能力向上教育等の安全衛生教育

【岡山県入札参加資格の格付けにかかる主観点の加点対象教育】

・職長・安全衛生責任者教育	9月 9日 ~ 10日	(岡山建設会館)
---------------	-------------	----------

◎その他の教育

・建設工事の職場環境改善実施担当者講習	9月 7日	(岡山建設会館)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース(追加)	9月 8日	(倉敷)
・電気工事作業指揮者	9月17日	(岡山建設会館)
・足場の組立等特別教育	9月22日	(岡山建設会館)
・丸のこ等取扱従事者教育	9月24日	(岡山建設会館)
・石綿特別教育	9月27日	(岡山建設会館)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース	10月 6日	(岡山建設会館)
・刈払い機従事者教育	10月12日	(岡山建設会館)

※ くらしき山陽ハイツが令和3年1月より使用できなくなりました。倉敷市等西部地域の皆様にはご不便をおかけしますがご了承下さい。

お知らせ！

第12回『リスクにチャレンジ！岡山』運動推進大会の実施について！

死亡、重篤な労働災害を撲滅するため、10月1日(金)おかやま未来ホールにおいて推進大会を実施します。つきましては、大会に参加して運動を盛り上げていただきますようお願いいたします。

※申込書・運動用品・新型コロナウイルス感染防止対策等は支部ホームページ参照

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について！

標記キャンペーンを9月迄展開しておりますので詳細(支部ホームページ掲載)を確認のうえご協力下さい。

建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制について！

飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症する恐れがあることから、平成18年9月から石綿の輸入、製造、使用などが禁止されていますが、国土交通省の推計では、吹付アスベスト等を含む建築材料を使用している建築物等の解体工事が今後増加し、2028年頃解体等のピークを迎えるとされております。

そのため、令和3年4月1日より石綿障害予防規則を改正し、建築物の解体時等の暴露防止対策が強化され、解体・改修工事開始前の石綿調査を実施することができる者として「建築物石綿含有建材調査者」制度が新たに設置されます。当支部は、新年度から「建築物石綿含有建材調査者講習会」を実施するため準備を進めており、近々講習案内等の詳細を支部ホームページに掲載する予定です。

※1.別紙講習案内作成案参照

※2.石綿作業主任者技能講習修了者は受講対象者となり、かつ科目1.が免除となります。

※3.改正内容は別紙「建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制が施行されます」参照



建設業労働災害防止協会 岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 TEL086-225-4132 Fax086-225-5392

ホームページ [文字検索] 建災防 岡山県支部

建築物石綿含有建材調査者講習案内 「一般調査者講習」

(作成案)

【対 象】

昨今、石綿等が使用されている建築物等の老朽化により、解体・改修工事等は今後増加し、2028年頃ピークになると予想されています。

こうした中、建築物に使用されている石綿含有建材の調査が不十分で、必要な措置を取らずに解体等が行われている事例が多数みられました。

そのため、石綿含有を調査する者の資格付与の制度について、平成30年10月にこれまでの制度を見直し厚生労働省、環境省、国土交通省が連携した「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」があらたに示され、今後の調査者ニーズ拡大に対応することとなりました。

また、令和2年7月1日に公布された改正石綿障害予防規則においては、事前調査を行う者の要件として、建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者が義務づけられました。

こうしたことから当協会では、「一般調査者講習」を実施することとなりました。

【受講資格】

受講 記号	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18 第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	・修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18 第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	・左記に示す技能講習修了証写し ・実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明 D

【カリキュラム・受講料】

受 講 科 目	受講時間	受 講 料 及 び テキスト代
・科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1 時間	受 講 料 : テキスト代 : 4,630 円
・科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1 時間	
・科目3. 石綿含有建材の建築図面調査	4 時間	一部免除者 受 講 料 : テキスト代 : 4,630 円
・科目4. 現場調査の実際と留意点	4 時間	
・科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間	建災防岡山県支部の会員企業に 所属する方はテキスト代を助成 します。
・修了考査	1.5 時間	
合 計	12.5 時間	

※ 受講記号(1)に該当の方(石綿作業主任者技能講習修了者)は、科目1. が免除となります。

建築物の解体時等の石綿暴露防止に関する新たな規制が施行されます

石綿障害予防規則等が改正され、建築物の解体時等の石綿暴露防止対策が強化されます。施行は原則令和3年4月1日です。

計画的な準備をお願いいたします。

1 改正の概要・スケジュール

石綿レベル	現行		改正後	
	定義	対策	定義	対策
レベル1 	石綿含有吹付け材	計画届※14日前 事前調査 作業計画 掲示 負圧隔離 集じん・排気装置の初回点検 作業開始前の負圧点検	改正なし	事前調査結果等の届出（一定規模以上※1が対象、電子届出システム） 計画届（レベル2も対象に追加）※14日前 - 事前調査※調査方法明確化・資格者による調査 - 調査結果の3年保存、現場への備付け - 負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検
レベル2 	石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	作業届※工事開始前 湿潤な状態 マスク等着用 作業主任者選任 等	改正なし	- 作業計画 - 作業状況等の写真等による記録・3年保存 - 掲示 - 湿潤な状態 - マスク等着用 - 作業主任者選任 - 特別教育 - 健康診断 - 作業開始前、中断時の負圧点検 - 隔離解除前の取り残し確認等
レベル3 	スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等、その他石綿含有建材	特別教育 健康診断	けい酸カルシウム板1種※2（破碎時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）	- 作業主任者選任 - 特別教育 - 健康診断 隔離※負圧は不要
			スレート、Pタイル等その他石綿	

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事等

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等）：レベル1・2ほど飛散性はないが、他のレベル3より飛散性が高い

凡例

対策

令和2年10月施行

対策

令和4年4月施行

対策

令和3年4月施行

対策

令和5年10月施行



岡山労働局・労働基準監督署

2 新たな規制の概要

1 解体・改修工事開始前の調査関係(令和3年4月施行)

- 設計図書等の確認及び目視による確認の必須化
- 吹付け材については石綿が含有されているとみなして分析調査を不要とする
- 調査結果は3年保存。作業場への記録の写しの備付け義務化

2 解体・改修工事開始前の調査を行う者関係(令和5年10月施行)

【調査を行う者の要件】

○ 事前調査

・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「登録規程」という。)に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。)

・上記の者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部)

○ 分析調査

①から③までに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了審査に合格した者及びこれと同等以上の者

- ① 分析の意義及び関係法令
- ② 鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識
- ③ 分析方法の原理と分析機器の取扱方法

計画的な受講を！

3 解体・改修工事開始前の届出関係

(計画届は令和3年4月、事前調査結果届出は令和4年4月施行)

- 計画届の対象を拡大(レベル1→レベル1+2)
- 一定規模以上の建築物等の解体・改修工事について、事前調査結果等の届出義務(新設)(電子届出システムでの届出)

4 負圧隔離を要する作業に関する措置関係(令和3年4月施行)

- 集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検義務化
- 作業中断時の負圧点検の義務化
- 隔離解除前の石綿除去完了確認の義務化

5 隔離を要する(負圧は不要)作業に関する措置関係

- けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の隔離の義務化(令和2年10月施行)
- 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の隔離の義務化

6 その他の作業に関する措置関係(令和3年4月施行)

- 石綿含有成形品の切断等による除去の原則禁止
- 湿潤な状態にすることが困難な場合、除じん性能を有する電動工具の使用等発散抑制措置の努力義務化

7 作業の記録関係(令和3年4月施行)

- 事前調査結果概要及び作業実施状況の記録の概要を40年の保存対象に追加
- 湿潤な状態にすることが困難な場合、除じん性能を有する電動工具の使用等発散抑制措置の努力義務化

8 発注者による配慮(令和3年4月施行)

- 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務。



「全国労働衛生週間」「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」用品

準備期間

9.1 ▶ 9.30

2021

10.1 ▶ 10.7

全国労働衛生週間用品

ポスター

B2判(73×52cm)定価 各¥220 会員価格 各¥200
社名印刷(有料)各 50 枚以上

No.1

760201 ぬくみ める 生見 愛瑠(スローガン)



No.2

760202 ネコ(スローガン)



のぼり

ポリエステル製 社名印刷(有料)
(240×70cm) 各 5 枚以上

定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600

880200
(衛生週間)



880210
(スローガン)



ワッペン(10 枚 1 組)

ビニール製
(7.5×6cm)
780230
社名印刷(有料)
50 組以上

定価 ¥960
会員価格 ¥860



横 幕

ポリエステル製
(70×220cm)

定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600

880220



880221
(スローガン)



タオル

(220 匁 34×85cm) 各10本1組
定価 ¥3,560 会員価格 ¥3,210
社名印刷(有料) 10 組以上 880240



墜落・転落災害撲滅キャンペーン用品

8月1日から9月10日まで

ポスター

NEW

760501
ぬくみ める 生見 愛瑠

B2判(73×52cm)
定価 ¥220
会員価格 ¥200
社名印刷(有料)各 50 枚以上



のぼり

NEW

880710
ポリエステル製 (240×70cm)
定価 ¥1,780
会員価格 ¥1,600
社名印刷(有料)
各 5 枚以上



詳しくは建設の安全7・8月合併号をご覧ください。

※ご注文はお早めに建災防岡山県支部へ

(建退共だより)

10月1日の共済証紙・共済手帳切替えに係るQ&A

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

◇共済証紙の切替えに関するもの

Q1：毎月の就労分の証紙は、翌月15日の給料日に購入しているが、310円証紙は、10月15日に購入できないのか。

A1：令和3年10月1日の証紙切替(310円→320円)以降、金融機関では新320円証紙のみを販売し、310円証紙の販売は行いません。

令和3年9月30日までの就労分については、必要数を見込んで9月30日までに金融機関で購入してください。

Q2：見込んで購入した310円証紙が余った場合はどうすればよいのか。

A2：余った共済証紙については、金融機関で「共済契約者証」を提示し、令和3年12月末日(金融機関休業日を除く)までの間に新320円証紙への交換を行ってください。

なお、交換についての取扱いは、建退共岡山県支部のホームページに掲載していますので参考にしてください。

http://www.okayama-kentaikyo.jp/files/procedure/R03syoshi_kirikae.pdf

Q3：共済証紙の交換を令和3年12月末までにできなかった場合はどうすればよいのか。

A3：令和4年1月から令和5年9月30日までの間、310円証紙と新320円証紙の交換は、建退共本部で行います。なお、建退共本部での交換は、換算で生じる端数についての差額金徴収は行わず切り捨てとなります。

Q4：法人の決算期間中に証紙が切り替わるが、証紙受払簿の記入はどうするのか。

A4：次の例(関係分のみ抜粋)を参考に記入してください。

受入・払出 年 月 日	受 入			払 出			残 高 (A)-(B)	払出欄の貼付の内訳		更新年月日 手帳更新数	備 考
	購 入	元請から受入	計(A)	貼 付	下請へ交付	計(B)		貼付人員	就 労 月		
R03/09/27	金融機関名 建退銀行	元請名 200	1170		下請名	760	410			年 月 日 ()冊	
R03/10/15	金融機関名	元請名(株)元請建設 78	1248	128	下請名 平和工業(株)	90	270	6	令和03年09月分	年 月 日	
R03/10/20	金融機関名 建退銀行	旧証紙交換 -270	978		下請名	978	0			金融機関での新証紙 交換時に支払った 差額金 ()冊	
R03/10/20	金融機関名 建退銀行	新証紙受入 262	1240		下請名	978	262			年 月 日 ()冊	差額金 140円

Q5：旧証紙を電子申請方式で使用する退職金ポイントに交換できるか。

A5：310円証紙を退職金ポイントに交換する場合は、令和3年9月30日までに申請が必要です。令和3年10月以降は、いったん新320円証紙に交換した後、退職金ポイントに交換することとなります。

Q 6 : 公共工事を受注し、既に 3 1 0 円証紙で必要額を購入し、掛金収納書提出用台紙を発注機関に提出しているが、証紙切替えに伴い、あらためて発注機関へ掛金収納書の提出が必要となるのか。

A 6 : 掛金日額改定に伴って掛金収納書をあらためて提出する必要はありませんが、請負契約の増額変更や対象労働者の就労日数が当初の予定より増加したこと等により掛金充当に必要な共済証紙(電子申請適用現場の場合は退職金ポイント)が不足する場合は、必要な共済証紙(または退職金ポイント)を追加購入し、当該購入に係る掛金収納書を工事完成時までに発注機関へ提出する必要があります。

なお、令和 3 年度発注公共工事から、工事完成時に「掛金充当実績総括表」等を発注機関へ提示することとなっており、令和 3 年 9 月就労分までは 3 1 0 円証紙、令和 3 年 1 0 月就労分以降は、3 2 0 円証紙が正しく貼付または下請交付(電子申請適用現場の場合は、掛金充当)されていることが必要です。

◇共済手帳の切替えに関するもの

Q 7 : 令和 3 年 9 月以前交付の旧共済手帳に 1 0 月以降就労分の新 3 2 0 円証紙を貼付してもよいのか。

A 7 : 令和 3 年 9 月 3 0 日までの就労分については 3 1 0 円証紙、1 0 月 1 日以降就労分については新 3 2 0 円証紙を貼付することとなるが、共済手帳が令和 3 年 9 月 3 0 日までに交付したものであれば、9 月就労分までの 3 1 0 円証紙を貼付した後、1 0 月就労分からは、引き続き新 3 2 0 円証紙を貼付し、貼付満了をもって次の手帳に更新することとなります。

なお、令和 3 年 1 0 月以降に交付された新共済手帳に 3 1 0 円証紙を貼付することはできませんので、旧共済手帳更新時には貼付漏れがないよう注意してください。

Q 8 : 令和 3 年 9 月以前に交付された旧共済手帳について、1 0 月以降、貼付漏れが判明したため、追加貼付すると 2 5 0 日分を超えてしまう場合、どのように取り扱うのか。

A 8 : 令和 3 年 1 0 月以降に交付された新共済手帳には、新 3 2 0 円証紙のみ貼付することができます。このため、9 月 3 0 日以前就労分の貼付漏れ分について、旧共済手帳の余白や継紙に 3 1 0 円証紙を貼付し、貼付漏れがないことを確認した上で新共済手帳への更新手続きを行ってください。

Q 9 : 令和 3 年 9 月以前交付の旧共済手帳に、1 0 月以降就労分として誤って 3 1 0 円証紙を貼付してしまった場合、どのようにすればよいのか。

A 9 : 1 0 月 1 日以降就労分について、3 1 0 円証紙を誤貼付した場合は、3 1 0 円証紙を新 3 2 0 円証紙に換算することにより対応することとなりますので、お申し出ください。

なお、換算により生ずる不足貼付分については、新 3 2 0 円証紙を追加して貼付することとなります。

第134回 匿名希望のハラスメント相談

●相談内容●

会社のハラスメント相談窓口に、匿名希望者からハラスメントの相談がありました。どのように対応すればよいのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に扱う。

○回 答○

ハラスメントの相談の際、被害者が匿名を希望することがあります。相談したことが知られてしまうと、加害者から報復を受けてハラスメントが酷くなるのではないかと、職場の人間関係に影響が出て仕事がやりにくくなるのではないかとといった不安を感じることは、無理もないことだと思います。

被害者への誠実な説明

労働施策総合推進法は、被害者がハラスメントの相談をしたことを理由とした不利益取扱いを禁止しています。このことを説明するとともに、会社としては、被害者の安全を最優先に考えていること、加害者からの報復が疑われる場合はすぐに対応することを説明し、被害者の不安を解消するように努めるべきでしょう。

その上で、被害者を匿名とすることを貫くと、事実関係の調査が不十分になったり、加害者対応が適切にできなくなったりする可能性があることを説明し、それでも匿名を希望するのかどうかを確認するのがよいと思います。

被害者の意向の尊重

ハラスメントの対応においては、被害者の意向を尊重することが大前提です。被害者が匿名を希望するのであれば、その希望は絶対に守るべきです。万が一にも被害者の不安が現実のものとなり、被害者が二次被害を受けるようなことがあってはなりません。

また、被害者の意向に反してしまうことにより、被害者が会社の相談体制に失望し、会社に対する信頼が崩壊する可能性もあります。そのことが被害者の泣き寝入りにつながり、ハラスメントが放置され、悪循環に陥る可能性もあります。

被害者が匿名を希望する場合の対応

被害者を匿名とすることを貫くと、加害者に対するヒアリングができない、あるいは、加害者に対するヒアリングが不要であっても、加害者に対する処分の前提として弁明の機会を与えることができないことが多いのではないかと思います。

その場合であっても、加害者と被害者の配置を見直すことで、将来のハラスメントを予防することは可能です。例えば、加害者と被害者の業務上の関係にワンクッションを挟むとか、被害者が一人で加害者と向き合う必要がある業務をなくすなどです。加害者に対して目を光らせることにもつながりますし、被害者の安心にもつながります。

また、ハラスメント研修において、被害者からの相談内容を抽象化した事例を取り上げることで、加害者に対するけん制にすることも考えられます。

被害者と定期的に面談し、会社の対応の効果が出ているかを確認したり、被害者の意向に変化がないかを確認したりすることもよいと思います。

労働安全衛生推進事業が益々充実！

共済団では建設共済保険事業の他、建設業の発展に資するため、育英奨学事業等の共済事業を実施しておりますが、平成28年度から建設業における労働災害の防止等を目的とした「労働安全衛生推進事業」を実施しております。令和2年度からさらにその内容を充実させておりますので、是非ご活用下さい。

1.現場の安全衛生環境整備のための用品の頒布

建設共済保険に加入の全てのご契約者を対象に、年間掛金及び加入年数に応じた安全衛生用品を送付いたしており、令和2年度からは年間掛金20万円以上のご契約者はカタログ掲載の安全衛生用品の中からご希望の用品が保有ポイント分選択出来るようになりました。

建設共済保険の更新または新規にてご契約成立後、順次用品またはカタログをご送付いたしますので、是非ご活用下さい。なお、安全衛生用品はミドリ安全(株)から配送いたします。

2.建設業における女性就労環境向上のための助成

現場で女性が働きやすい環境の向上を促進することを目的として、建設共済保険契約者が施工する現場に女性専用トイレを設置する場合、経費の3分の1以内、10万円を限度額として助成金をお支払いいたします。(購入又はリースも可) 令和2年度からは、ロッカーを有する女性専用更衣室を設置する場合も助成の対象となりました。

なお、申請は助成対象毎に1契約者1回限りとさせていただきます。

詳しくは共済団のホームページをご覧ください。



3.現場の安全衛生の推進に積極的に取り組まれた方の表彰

無事故現場の安全指導及び模範と認められる方を表彰し、表彰状と副賞として1万円相当のカタログギフトをお贈りいたします。

また、同意をいただいた上で、所属企業名・氏名を共済団のホームページに掲載いたします。

令和元年度までで累計344社、903名を表彰しており、693名を「安全の守り手」としてホームページにて顕彰しております。



＜法定外労災補償制度＞

建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

—死亡、障害1～7級、傷病1～3級を補償—

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

【建設共済保険の特長】

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い | ④元請・下請を問わず無記名で補償 |
| ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償 | ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合) |
| ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし | ⑥経営事項審査において15点の加点 |

詳しい情報のお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL:<http://www.kyousaidan.or.jp>



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

建設共済保険

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人岡山県建設業協会会員の皆さまへ

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを年間包括補償いたします！

建設業総合補償制度のご案内

◆◆ 毎月中途加入も可能です！！ ◆◆

補償制度の特徴

①会員専用の補償制度で保険料が割安

会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより
個別加入と比較して低廉な保険料

割安

②年間包括契約方式で加入手続きが簡単

保険期間内の工事全てが補償の対象となり
保険の加入を忘れる心配がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)

簡単

③無料法律相談

補償制度加入者限定のサービスとして
建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます

安心
サポート

④自社所有建機等もカバー

工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能！！

幅広い

事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万が一事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。※詳細は「令和2年度版 建設業総合補償制度パンフレット」をご覧ください。



●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会

086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山法人営業課 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0703

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

(岡山県からのお知らせ)

目指せ日本一！交通マナーアップ県民運動

一人ひとりが交通マナーを向上させて交通ルールを守ること、交通事故を防ぎましょう。

【運動期間】 令和3年4月1日～令和4年3月31日

【スローガン】 晴れの国「ゆずる・とまる・まもる」で日本一

- 【重点目標】
- (1) 思いやりとゆずり合いによるマナーアップ
 - (2) 全ての道路利用者の交通ルールの遵守
 - (3) 子どもと高齢者等の安全な通行の確保
 - (4) 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底

ドライバーの皆さんへ

- 信号を守り、合図を出し、車間距離を保ちましょう。
- 横断歩道での歩行者優先は「交通ルール」です。横断歩道に歩行者がいたら、必ず「とまってゆずる」ようにしましょう。
- スピードを控えて走りましょう。
- 早めに点灯し、ハイビームを使いましょう。
- 後部座席でもシートベルト、チャイルドシートを正しく使いましょう。
- 思いやり、ゆずり合い運転をしましょう。
- ゆずる・とまる・まもる
横断歩行者や他の車に進路を「ゆずる」、横断歩道や赤信号、一時停止の場所で「とまる」、速度・合図等のルールや交通弱者を「まもる」

自転車の皆さんへ

- 自転車も「車両」です。自転車安全利用5則を守りましょう。
- 自転車の信号無視、一時不停止、乗車中のスマートフォン、傘さし運転、いずれも交通違反です。
- 自転車の通行は車道が原則、歩道は例外。車道では左側を走行しましょう。
- ゆずる・とまる・まもる
歩道では歩行者に道を「ゆずる」、赤信号、一時停止場所では「とまる」、ヘルメットで身を「まもる」

歩行者の皆さんへ

- 道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。
- 横断歩道を横断するときは、接近してくる車両への「アイコンタクト」や「手を挙げる」ことにより、横断する意思を示しましょう。
- 道路を横断するときだけでなく、横断中もしっかり左右を確認しましょう。
- 車の直前直後の横断はやめましょう。
- 夜間に外出するときは、リストバンドなどの夜光反射材を身につけましょう。
- ゆずる・とまる・まもる
赤信号で「とまる」、道路を横断するときは横断歩道を利用するなど、ルールを「まもる」、薄暮時・夜間は、夜光反射材で身を「まもる」

岡山県交通安全対策協議会

協 会 日 誌

- 3. 7.15 正副会長会
- 3. 7.15 岡山県建設雇用改善等推進委員会
- 3. 7.26 理事会
- 3. 7.29 岡山県生コンクリート品質管理監査会議

建 災 防 日 誌

- 3. 7.15 岡山県建設業協会岡山東西支部合同パトロール

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp